

■■■■ 請 願 事 項 ■■■■

- 1 「子ども・子育て(新システム)関連法」は実施せず、児童福祉法24条の「市町村の保育実施義務」を強化し、子どもの保育に格差を持ち込まないようにしてください。
- 2 待機児童解消のための緊急対策を行い、認可保育所を増やしてください。
- 3 保育・学童保育・子育て支援施策の拡充のために、子ども・子育て関連予算を大幅に増やしてください。  
①安定的な保育所運営と施設整備ができるよう、運営費を改善し、施設整備費補助を維持してください。公立保育所については運営費と施設整備費の国庫補助を復活してください。  
②過疎地における保育所の維持・改善のために特別な措置をしてください。  
③各自治体が定める児童福祉施設の基準が改善されるよう、国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(最低基準)」を抜本的に改善してください。  
④保育所、幼稚園、学童保育などの職員が経験をつみ、研修を受け、安定的に保育ができるよう、処遇の改善を図ってください。  
⑤保育料の引き下げなど、子育てにかかわる経済的負担を軽減してください。
- 4 被災地の保育所整備・復旧、除染費用の補助などについては、特別の支援措置を講じてください。

氏 名	住 所

募金のお願

署名用紙の作成、国会への要請など、この運動は募金でまかなわれず、ぜひご協力ください。

募 金

【陳情内容】

1. 市町村が学童保育の「設備及び運営について」の基準を策定するに当たって、「県放課後児童クラブ運営基準」を最低ベースにした内容とするよう市町村に働きかけて下さい。
2. 学童保育の指導員が常時、常勤で複数体制を確保でき、また、指導員の安定した雇用・労働条件を確保できるよう、1ヶ所あたりの補助基準額を増額してください。
3. 埼玉県放課後児童クラブ運営基準は、「集団活動を指導できる規模は、40人を限度とする」と規定しています。適正規模の学童保育が整備できるように、引き続き、施設整備費及び運営費に対する補助について、確実に予算化を図って下さい。
4. 障害のある子どもの受け入れをさらに進めるために、障害児担当指導員の人件費補助を増額し、かつ障害児の数に応じて指導員を配置できるように改善を図って下さい。
5. 特別支援学校の放課後対策事業について、障害児学童保育事業（特別支援学校放課後児童対策事業）を活用するクラブへの補助を継続して下さい。新事業「放課後等デイサービス」へ移行を希望するクラブについては、確実に移行できるように支援して下さい。

氏 名	住 所

【署名送付先】 ☎330-0854 さいたま市大宮区桜木町4-147-1 埼玉県学童保育連絡協議会  
【切 切】 第1次=11月15日 第2次=11月下旬 第3次=12月末日

\*この署名用紙は厳重に保管し、集計後国会に提出します。国会請願以外の目的に個人情報を使用されることはありません。